

山梨県市町村総合事務組合等職員端末及び退職手当関連機器の調達並びに借入に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和元年 7 月 18 日

山梨県市町村総合事務組合 組合長 佐野 和 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

山梨県市町村総合事務組合等職員端末及び退職手当関連機器の調達並びに借入

(2) 履行場所

山梨県市町村総合事務組合（山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号）

(3) 履行期間

ア 機器の設置及び設定

(ア) 職員端末

令和元年 11 月 29 日（金）まで

(イ) 退職手当関連機器

令和元年 10 月 31 日（木）まで

イ リース期間

(ア) 職員端末

令和元年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで

(イ) 退職手当関連機器

令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで

ウ 運用保守業務

無

(4) 業務内容

山梨県市町村総合事務組合等職員端末及び退職手当関連機器の調達並びに借入仕様書のとおり

2 入札参加資格

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿(物品製造・役務提供等)において登録業種の「電子計算機類 パソコン・周辺機器」に登録されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団若しくは暴力団員若しくはこれに準ずる者が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)から山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) この公告に係る入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していない者であること。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、当該処分を受けた日から2年を経過している者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- (7) 山梨県内に本店を有する者であること。
- (8) 国又は地方公共団体に電子計算機(パソコン)の新設又は更新業務及びサーバ等関連機器の新設又は更新業務を行った実績を有していること。

3 仕様書及び入札説明書の交付等

(1) 日時

この公告の日から令和元年7月29日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

山梨県市町村総合事務組合総務課

住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

電話：055-235-3228

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 現場視察等

現場視察は、随時実施する。希望者は、希望する日時(この公告の日から令和元年7月24日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))に限る。)を事前に山梨県市町村総合事務組合総務課まで連絡すること。なお、現地の都合により、希望する日時に実施できない場合がある。

4 入札参加申込みの受付

(1) 受付期間

この公告の日から令和元年7月29日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

上記3(2)と同じ

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和元年8月8日(木) 午後2時

場所 山梨県自治会館2階 研修室4 (山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号)

(2) 郵送等による入札

不可とする。

(3) 入札の無効

上記2に定める入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

山梨県市町村総合事務組合財務規則(平成22年組合規則第7号)第98条第1項の規定により定められた予定価格の制限範囲内で、入札金額の最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 入札書の記載方法

ア 機器の調達、設定及び当該機器の保守費用5年間分(期間は下記のとおり)を60か月のリースとして見積もった額の110分の100に相当する額を記載するものとする。

※ 各機器のリース期間

職員端末	令和元年12月1日から令和6年11月30日まで
退職手当関連機器	令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づいた税率により算出した額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記アの見積もった契約希望金額の税抜価格を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとし、入札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の有無 無

(6) 前払金の有無 無

(7) 参加資格を満たさなくなった場合

落札者が契約締結の日までの間に、2に掲げた参加資格のうち1つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、山梨県市町村総合事務組合は損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) 契約の締結

契約は、職員端末は、落札者、リース会社、山梨県市町村総合事務組合、山梨県町村会及び全国町村職員生活協同組合山梨県支部の 5 者契約とするものとし、退職手当関連機器は、落札者、リース会社及び山梨県市町村総合事務組合の 3 者契約とする。

なお、契約を締結するリース会社は、落札者が指定するものとし、山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において、登録業種「リース業」に登録されている者の中から指定するものとする。

(9) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者と締結する契約は、山梨県市町村総合事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 22 年組合条例第 5 号)に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。